

年金改正法案 被用者保険の適用拡大・ 勤労者皆保険などが課題 今国会に提出へ

5年に一度の公的年金の財政検証が昨年7月に公表されたのを受けて、2025年の年金制度改正に向けた議論が、社会保障審議会年金部会において本格的に進められてきた。今回は幅広い改革課題が議論され、12月27日に「議論の整理」としてまとめられた。現在、厚生労働省で改正法案を作成中であり、3月初旬には通常国会に提出される見込みとなっている。年金制度改革の動向と課題について概要を報告する。

被用者保険の適用拡大と勤労者皆保険の実現

厚生年金に未加入の短時間労働者の多くは女性が占めているが、国民年金・基礎年金のみで老後を迎えるよりも、厚生年金に加入する期間を長くした方が老後の生活には有利だ。また、公的年金の支え手を増やすことが年金財政にプラスになることから、この間、被用者保険の適用拡大が進められてきた。2012年の制度改正では、週労働時間20時間以上、月額賃金8・8万円以上、勤務期間1年以上見込み、学生は適用除外、従業員500人超規模の企業の5つの要件が設けられ、2016年10月から施行された。■**企業規模要件の撤廃は2035年へ先送り**

企業規模要件については、2022年10月から1000人超規模、2024年10月から50人超規模に拡大された。年金部会の議論の整理では、「労働者の勤め先や働き方、企業の雇い方に中立的な制度を構築する観点から、撤廃する方向で概ね意見が一致」した。撤廃が実現すれば、適用対象が70万人と推計されている。

本年1月下旬に、厚生労働省が与党に示した案は、2027年10月から企業規模要件を段階的に引き下げ（図表1）、2035年10月から企業規模要件を撤廃するとした。自民党内の零細企業

への配慮を求める意見を踏まえ、当初予定した2029年から6年間先送りした。しかし、企業規模要件の撤廃まで時間がかなり過ぎており、経過期間をより短縮することが求められている。■**賃金要件 月額8・8万円（106万円の壁）は撤廃へ**
賃金要件については、年金部会の議論の整理では、撤廃する方向で概ね意見が一致した。実態として、最低賃金の引き上げが行われたことにより、週労働時間20時間以上を勤務すれば、月額8・8万円以上を満たす地域や事業所が増加していることによる。このことに伴う対象者数は110万人と推計されている。

厚生労働省が与党の会議で説明した見直し案では、賃金要件の撤廃は、「法律の公布の日から3年以内に政令で定める日」から施行としている。

■**個人事業所 新規で規模5人以上の場合に適用拡大**

法人の場合、従業員規模にかかわらず、すべての事業所で被用者保険の強制適用となっている。しかし、個人事業所については、従業員5人以上に限られている上、法定17業種に限定されている。常時5人以上を雇用する個人事業所で被用者保険が適用されていない対象者は、短時間労働者を含めて20万人とされている。

年金部会の議論の整理では、「常時5人以上を雇用する個人事業所の非適用を解消する方向で概ね意見が一致」した。与党の会議で示された厚生労働省案では、新規の5人以上の事業所については、2029年10月から施行とされたが、既存の事業所については「適用拡大の施行状況も踏まえて検討」と適用を先送りされた。また、今回の見直しから外された5人未満の個人事業所については、対象者が70万人いる。将来にむけた検討課題とされたフリーランス等とあわせて、勤労皆保険の実現にむけて前向きな対応が求められている。

在職老齢年金 支給停止額を62万円へ

65歳以降、働きながら年金を受給している人の数は、2022年度末で308万人となっている。賃金と年金の合計額（基礎年金は対象外）が50万円（2024年度）を上回る場合は、賃金2に対し年金1が支給停止となる。このことが高齢者の就業意欲を削いでいるという指摘があり、年金部会では、①基準額を62万円に引き上げ、②71万円に引き上げ、③支給停止の撤廃の3案が示された。

厚生労働省が与党の会議で説明した見直し案では、支給停止基準額を現行の50万円から62万円に引き上げることとし、施行日は2026年4月を想定している。なお、この制度によって、年金を減額される人が少なくなるために年金財政の支出が増えることとなる。所得代替率への影響は▲0・2%（報酬比例部分）と試算されている。

図表1 被用者保険の適用要件の現行と見直しの方向

適用要件の種類	現行	見直しの方向（注）
企業規模要件	従業員50人超	2027年10月～ 従業員35人超 2029年10月～ 従業員20人超 2032年10月～ 従業員10人超 2035年10月～ 企業規模要件を撤廃
賃金要件	月額賃金8.8万円以上	賃金要件を撤廃（法律の公布日から3年以内に政令で定める日～）
適用事業所の拡大	5人以上の個人事業所	① 常時1人以上使用される者がいる法人事業所（1人社長も含む） ② 常時5人以上使用される者がいる個人の事業所（法定17業種） ・新規事業所→2029年10月から被用者保険を適用する ・既存事業所→経過措置として当面期限を定めず、任意包括適用の活用を促しつつ、適用拡大の施行状況も踏まえて検討
	5人未満の個人事業所	非適用 今回は見直しを行わない
	フリーランス等	非適用 中長期的な課題として引き続き検討
複数事業所に勤務	労働時間等を合算して、被用者保険の適用を判断していない	引き続き検討
労働時間要件	週20時間以上	今回は見直しを行わない
学生除外要件	非適用	今回は見直しを行わない

出所：高橋俊之。「年金制度改正法案に向けた議論」・日本総研HP. 2025-01. <https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/other/pdf/15546.pdf>、（2025年2月3日アクセス）、を基に地公退作成

（注）見直しの方向は、本年1月下旬に開かれた与党の会議（自由民主党社会保障制度調査会年金委員会、公明党年金制度委員会）において、厚生労働省が提示した改正案である。

標準報酬月額の上限の見直し

標準報酬月額の上限は、現在65万円となっている。年金部会の議論の整理では、「上限該当者は、負担能力に対して相対的に軽

偶者に対する遺族厚生年金を、男女とも原則5年間の有期給付として男女差を解消するとしている。ただし、実施にあたっては、様々な配慮措置を設けることとしている。

■子の加算と配偶者の加給年金の見直し

子の加算については、障害基礎年金・遺族基礎年金の子に係る加算や老齢厚生年金の加給年金があるが、第3子以降の子への加算額は第1子・第2子への加算額に比べて少なくなっている。厚生労働省の見直し案では、次世代育成にむけて、第1子・第2子と第3子以降の支給額が一律となるように改めるとしている。

老齢厚生年金における配偶者に係る加給年金については、年金部会の議論の整理では、「社会状況の変化等によりその役割が縮小していることを踏まえ、将来的な廃止も含めて見直す方向性については概ね意見が一致した。厚生労働省の見直し案は、図表2のとおり年額を引

図表2 その他の主な改革課題の現行と見直しの方向

改革課題	現行	見直しの方向（注）
①在職老齢年金制度の見直し	賃金と年金の合計額（基礎年金は対象外）が支給停止の基準額（2024年度は50万円）を上回る場合は、賃金2に対し年金1を停止	支給停止基準額を現行の50万円から62万円に引き上げることとし、施行日は2026年4月を想定
②標準報酬月額上限	65万円	75万円
③基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了	過去30年投影ケースでは、報酬比例部分（2階）の給付調整が2028年度の終了見込みである中で、基礎年金は2052年度まで調整による水準低下が続く見込み	マクロ経済スライドの早期終了を發動するかどうかは、経済情勢及び安定財源の確保の状況等を踏まえて、次期財政検証（2029年予定）後に判断の上、別に法律で定める年度以降の発動とすることを法案上に規定する
④20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金	死別時に30歳未満の妻には有期給付、30歳以上の妻には期限の定めのない終身の給付。一方、夫に対しては55歳以上での死別に限定されており、その場合でも、60歳未満は支給停止される仕組み	・男女とも原則5年間の有期給付として年齢要件に係る男女差を解消 ・配慮が必要な場合、5年目以降も継続して受給可能（継続給付） ・有期給付拡大に伴う配慮措置 ・妻の有期給付への移行は、足下の見直しは40歳未満。20年かけて60歳未満に引き上げ
⑤子の加算の見直し	第1子・第2子の加算額は年額234,800円、第3子以降は78,300円（2024年度額）	子の人数にかかわらず、加算額を一律281,700円に引き上げる（第2子までの年額から20%増額）
⑥配偶者加給年金の見直し	年額408,100円（2024年度額）	年額367,200円に引き下げる（10%の減額）
⑦第3号被保険者制度	国民年金の加入者のうち、厚生年金の第2号被保険者に扶養されている20歳～60歳の配偶者が対象で、保険料納付が必要なく、本人名義の年金が支給される	・制度に対する評価は様々。年金部会として意見はまとまらなかった ・引き続き、被用者保険の適用拡大を進めていくことにより、第3号被保険者制度の縮小を進めていくことが方向性となる
⑧基礎年金の拠出期間の延長（45年化）	現行の基礎年金の拠出期間は、20歳から60歳までの40年間で上限となっている	基礎年金の給付水準の向上を確保するために自然かつ有効で意義のある方策であると考えられる。引き続き、議論を行うべきである

出所：高橋俊之。「年金制度改革案に向けた議論」。日本総研HP。2025-01。https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/other/pdf/15546.pdf、（2025年2月3日アクセス）、を基に地公退作成

（注）①～③の見直しの方向は、本年1月下旬に開かれた与党の会議（自由民主党社会保障制度調査会年金委員会、公明党年金制度委員会）において、厚生労働省が提示した改正案である。

い保険料負担となっている中、：負担能力に応じた負担を求める観点や：所得再分配機能の強化の観点から、：新たな等級を追加することについては概ね意見は一致」とされた。

年金部会では、①75万円案、②79万円案、③83万円案、④98万円案の4案が示されたが、厚生労働省は、与党の会議において上限等級を75万円に引き上げることを提示した（施行日は2027年9月を想定）。上限を75万円に引き上げた場合、所得代替率への影響は+0.2%（報酬比例部分）と試算され、年金財政へのプラス効果が示された。

基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整

少子高齢化の進展と年金保険料率の上限を18.3%に固定したことにもなっており、将来の年金の収支バランスが悪化するのを防ぐため、年金の給付水準を財源の範囲内に自動調整する方策として、2004年にマクロ経済スライドが導入された。しかし、その後、デフレ経済が長引き、マクロ経済スライド調整が発動されないことが続いたため、基礎年金の給付調整期間が長期化し、基礎年金の水準低下が問題となった。

年金部会の議論の整理では、「：将来の水準確保に向け、マクロ経済スライドの早期終了の措置に関して、上記の経済が好調に推移しない場合に発動されうる備えとしての位置づけの下、さらに検討を深めるべきである」とされ、5年後の次期改正にむけた課題として見直しは持ち越しとなった。

時代に合わなくなった制度の見直し

我が国の年金制度の中には男性を主たる家計の担い手とする古い考え方が残っている。今回の改正では、共働き世帯が増える中で、時代に合わなくなった制度の見直しが議論された。

■遺族厚生年金 制度上の男女差の解消等をはかる

厚生年金の加入者が死亡した際、20代から50代の子のない配偶者が受け取る遺族厚生年金は、死別時に30歳未満の妻には有期給付、30歳以上の妻には期限の定めのない終身の給付となっている。一方で、配偶者が夫のケースでは、給付が55歳以上での死別に限定されており、その場合でも、60歳未満は支給停止される仕組みであり、制度上の大きな男女差が残っている。

厚生労働省の見直し案は、20代から50代に死別した子のない配

き下げるとしている。ただし、現在の受給者は見直しの対象とはしていない。

■第3号被保険者制度

年金部会の議論では、第3号被保険者制度に対する評価は様々であり、次期改正における制度のあり方の見直しや将来の見直しの方向性については、意見がまとまっていない。当面の取り組みの方向性としては、引き続き被用者保険の適用を拡大していくことにより、第3号被保険者制度の縮小を進めていくことが基本となっている。今回の改正では、見直しは予定されていない。

基礎年金の拠出期間の延長（45年化）

現行の基礎年金制度は、保険料を支払う期間が20歳以上60歳未満の40年間で、年金を受給できるのは65歳からとなっている。年金部会の議論整理では、「全体的に所得代替率が改善したことや、基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了や被用者保険の適用拡大など基礎年金の給付水準の向上に資する他の事項も検討していることから、：基礎年金の拠出期間の5年延長は行わないこととし、本部会において詳細な制度設計については議論しなかった」としている。

きわめて残念な結果となったが、平均余命と働く期間が延びて、現行制度は時代に合わなくなっており、拠出期間の45年化は5年後の改正の最重要の課題となっている。

2025年度の年金額の改定 1.9%引き上げ

1月24日、厚生労働省は、2025年4月から年金額を1.9%引き上げることが公表した。2025年度の年金額の改定は、賃金変動率が物価変動率を下回ったため、賃金変動率を使って改定を行うこととなった。2025年度の賃金改定率は+2.3%、マクロ経済スライド調整率は▲0.4%と算出された。

前年同様に、賃金・物価変動率がプラスとなったため、今回もマクロ経済スライド調整が実施されることとなり、2025年度の年金額改定は、賃金改定率+2.3%からマクロ経済スライド調整率▲0.4%を差し引いた、+1.9%となった。年金額は増えるものの、物価や賃金の伸びには追いついていないため、実質的に目減りすることになった。